

佐賀県再犯防止推進計画の概要

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定する。対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者。

基本理念

「一人ひとりに寄り添い、支えあい、分かりあう共生のまち“さが”の実現」

～ 誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して ～

成果指標

刑法犯及び特別法犯検挙者数中の再犯者数を、2023年度末までに628名（基準値の20%減）以下にする。

※基準値：平成30年刑法犯及び特別法犯検挙者数中の再犯者数（786名）

計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

基本方針

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）に記載されている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となるよう、次の重点課題に取り組む。

- 1 国、市町及び民間団体との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 4 学校等と連携した修学支援の実施
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

今後の取組

1. 国、市町及び民間団体との連携強化

- ・ 国の関係機関及び市町、民間協力者等との連携強化により、対象者を各施策の窓口確実につなぐ。
- ・ 施策の検証及び情報共有のために「再犯防止推進協議会」を設置。

2. 就労・住居の確保

- (1) 就労の支援
 - ・ 矯正施設における職業訓練に関する協議会への参画及び対象者への自立支援センター窓口の周知。
 - ・ 「レッツチャレンジ雇用事業」や就労準備支援事業の取組。
- (2) 住居の確保
 - ・ 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及促進。
 - ・ 生活保護制度の活用、市町の生活保護と生活困窮者自立支援制度へのつなぎ。

3. 保健医療・福祉サービスの促進

- (1) 高齢者又は障害者への支援
 - ・ 地域定着支援センターによるコーディネート、フォローアップまでの支援。
- (2) 薬物依存者への支援
 - ・ 薬物依存症者家族教室の開催及び相談窓口の開設、治療情報の提供等。
 - ・ 医療機関等の指定と周知及び民間回復施設への活動費補助。

4. 学校等と連携した修学支援の実施

- ・ 児童相談所での相談・支援及び児童自立支援施設への受入。
- ・ 学校等における指導、相談、情報提供等の実施及び少年サポートセンターによる立ち直り支援。

5. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

- ・ 矯正施設や保護観察所において実施する処遇会議への参加及び少年の居場所づくり活動への取組。
- ・ 暴力団離脱者の社会復帰や定着のための支援。

6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進

- (1) 民間協力者の活動の促進
 - ・ 保護司候補者検討協議会への情報提供。
 - ・ 更生保護サポートセンターのサテライトセンター設置に向けた協力。
- (2) 広報・啓発活動の促進
 - ・ 各地域における“社会を明るくする運動”の推進。
 - ・ 更生保護事業顕彰式典での知事感謝状の贈呈。